平成 25 年 6 月 21 日 国民経済計算TF 総務省政策統括官室

## 平成23年産業連関表における基本価格表示による産業連関表の検討結果

## 1 平成 17 年表を用いた試算

- 「公的統計の整備に関する基本的な計画」における産業連関表の検討課題の一つであ る基本価格表示による産業連関表(以下、「基本価格評価表」という。)の概念、作成方 法及び推計上の課題を整理するため、平成23年表に関する検討に当たり、平成17年表 を用いて基本価格評価表の試算を行った。
- 具体的には、生産者価格評価表に含まれる間接税 及び補助金について、産業連関表の部門分類に対応 した「消費税マトリックス」、「間接税(消費税以外) マトリックス」及び「補助金マトリックス」を作成 することにより推計し、これらマトリックスによっ て、生産者価格評価表を基本価格評価表に変換する 方法により試算した。(右図参照)
- 上記の3つのマトリックスのうち、金額として大 きなウエイトを占める「消費税マトリックス」につ いては、基本的に、生産者価格評価表の各部門の取 引額に 0.05/1.05 を掛けて推計消費税額を算出し、 これらを足し上げたものを国内生産額に含まれる 推計消費税額とした。

ただし、

- ・非課税取引部門(保険医療,学校教育,自家部門等)
- •輸出/輸入

については、それを反映して試算を行っている。

【基本価格評価表試算イメージ】 平成17年(2005年)產業連関表【生產者価格表示】 部門B 最終需要 国内生産額 部門B 314 粗付加価値 国内生産額 1051 消費税マトリックス 部門A 部門B 最終需要 国内生産額 部門A 部門日 粗付加価値 15 国内生産額 消費税分を差し引く

|       | 部門A | 部門B | 最終需要 | 国内生産額 |
|-------|-----|-----|------|-------|
| 部門A   | 0   | 1   | 0    | 1     |
| 部門B   | 1   | 0   | -1   | 0     |
| 粗付加価値 | 0   | -1  |      |       |
| 国内生産額 | 1   | 0   |      |       |

| 部門B   | 1      | 0    | -1    | 0 |
|-------|--------|------|-------|---|
| 粗付加価値 | 0      | -1   |       |   |
| 国内生産額 | 1      | 0    |       |   |
| 1     | 間接税(消費 | 貴税以外 | 分を差し引 | K |

| 補助金マトリ | ックス(国産 | 品)  |      |       |
|--------|--------|-----|------|-------|
|        | 部門A    | 部門B | 最終需要 | 国内生産額 |
| 部門人    | 0      | 0   | 0    | 0     |
| 部門B    | 2      | 0   | 0    | 2     |
| 粗付加価値  | -2     | 2   |      |       |
| 国内生産額  | -0     | 2   |      |       |

| 部門B   | 2      | 0  | 0    | 2 |
|-------|--------|----|------|---|
| 粗付加価値 | -2     | 2  | 1.40 |   |
| 国内生産額 | 0      | 2  |      |   |
| 1     | 補助金分を加 | える |      |   |

| 平成17年(20 | 05年)産業 | 連関表【基 | 本価格表 | 不     |
|----------|--------|-------|------|-------|
|          | 部門A    | 部門B   | 最終需要 | 国内生産額 |
| 部門A      | 400    | 200   | 400  | 1000  |
| 部門日      | 300    | 1000  | 200  | 1500  |
| 粗付加価値    | 300    | 300   |      |       |
| 国内生産額    | 1000   | 1500  |      |       |

○ しかし、この試算結果から得られた推計消費税納税額(輸入分除く)は約13兆円とな り、財務省提供の消費税納税額約 9.5 兆円と比較すると約 3.5 兆円(1.35 倍)の過大推 計となり、十分な精度を確保したものを作成することができなかった。

この原因としては、①免税事業者や簡易課税制度採用事業者の取引額を把握すること

ができない、②部門内に課税取引と非課税取引が混在しているケースがあるなどが考えられる。

## 2 検討の結果と今後の課題

- 前記試算の後、国内生産額に含まれる消費税額を、基礎統計から把握又は推計する方法についてさらに検討を行った。その際にポイントとなったのは、産業連関表が、産業(企業・事業所)別ではなく、商品(アクティビティ)別で推計し表章されていることを踏まえ、商品別の消費税額を公表に耐え得る精度で把握できるか否かという点であった。
- そこで、各種の基礎統計の利用可能性について検討を行ったが、主に以下の理由により、現状においては商品別の消費税額を把握できる基礎統計はない状況であるとの結論に至った。
  - ① 我が国の消費税制度は、個々の商品又は取引に係る課税額が容易に把握できるインボイス方式ではなく、課税対象となる企業が課税期間における売上高と仕入高から算定する方式(アカウント方式)であることから、現状において、商品別の売上(及び仕入)に係る消費税額を把握することはできない。
  - ② 一次統計の中には、集計値に税込みの個票データと税抜きの個票データが混在しているものがあり、売上高に賦課される消費税額を個票データ毎に推計して国内生産額に含まれる消費税額を推計することができない。
- このように、基本価格評価表作成において大きなウエイトを占める消費税マトリックスを作成する基礎資料が十分に得られない状況を踏まえて、現状においては、公表に耐え得る精度の基本価格評価表を作成することは極めて困難であると判断し、平成23年表における基本価格評価表の作成を断念したところであるが、今後、平成27年表の作成に向けて、基本価格評価表に関わる基礎統計の整備状況など環境の変化を見ながら、引き続き検討を行って参る所存である。